第４期　特定健康診査等実施計画

（令和６年度～令和１１年度）

愛知県信用金庫健康保険組合

令和６年４月

第４期　特定健康診査等実施計画について

【背景及び趣旨】

我が国は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成してきた。しかしながら、少子高齢化の進展、医療の高度化等医療保険制度を取り巻く環境は大きく変化している。

さらに糖尿病等の生活習慣病が増加し、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の３分の１となっており、その対策が必要である。

このような状況に対応するため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国は医療保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）および健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）の実施を義務付け、令和６年度より第４期計画を迎えることになる。本計画は６年１期を計画期間としており「第３期計画」が終了することから、第３期の実施状況を踏まえ、当健康保険組合の特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、ならびに特定健康診査・特定保健指導の実施およびその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

【当健康保険組合の現状】

当健康保険組合は、金融業を主たる業態とする事業所が加入している健保組合である。

令和５年度の事業所数は３６で、愛知県に所在する１５信用金庫とその関連会社、関連団体の役職員約１０，７００名の被保険者と約８，１００名の被扶養者を加入者とする。

加入事業者は、被保険者数約２３０人～約１，７５０人の母体事業所と１人～約１００人の関連事業所で構成され、１事業所あたり（１５信用金庫とその関連会社２社の１７事業所）の平均被保険者数は、約６３０人である。

被保険者の平均年齢は、４２．２歳で男性が全体の６割弱を占める。

被保険者の健康診断は、事業主との共同実施により定期健康診断・人間ドックを行っている。

定期健康診断については、オリエンタル労働衛生協会に委託し、事業所巡回による健診を行い人間ドックについては、県内２９カ所の検診機関に委託し実施している。健診結果は、各健診機関よりデータで受取り、当健保組合の健康管理システムで１０年間保存管理している。

保健指導については、健診結果に基づき選別した対象者に対し、委託先の保健師等が実施している。

被扶養者の健康診断は、３５歳以上の被扶養配偶者を対象とした人間ドック、３５歳以上の被扶養者を対象に補助金支給制度による家族健診として、県内４２カ所の契約施設での健診、他健保と共同で実施する共同巡回健診を実施している。

令和５年度の健診実施人数は、事業所巡回健診で５４６人、人間ドックで５，４１３人、合計５，９５９人受診、受診率は約９９．９％となっている。被扶養者は人間ドック１，３９４人、家族健診（補助金制度）１７７人、共同巡回健診２１４人、合計１，７８５人、受診率は約７１．８％となり、第３期初年度（平成３０年度）から約６ポイント上昇している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1　特定健康診査等の基本的考え方

不適切な食生活や運動不足等の生活習慣を続けると、やがて糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満等の生活習慣病の発症を招き、生活習慣の改善がないままに放置すると、重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症という経過をたどることになる。

主に、糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する場合が多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。

そこで、日本内科学会等内科系８学会が合同で『内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能である』という考え方を基本に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の疾患概念と診断基準を示した。

今後は、健診にメタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

よって、特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者および予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

2　特定健康診査等の実施に係る留意事項

被扶養者の特定健診について、配偶者人間ドックならびに契約健診機関による家族健診、共同巡回健診をより一層推進するとともに、パート先等で健診を受けた場合は、被保険者・事業主を通して健診結果を入手し、データを保存管理する。

3　事業主等が行う健康診断および保健指導との関係

従来から事業主と定期健康診断・人間ドックを共同実施してきたことから、今後も協力して行い、健診データの保存管理も共に行う。法定項目にかかる費用は事業主が負担する。

また、保健指導についてもこれまでどおり協力して推進する。

4　特定保健指導の基本的考え方

メタボリックシンドロームの該当者および予備群に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容を起こし、健康の自己管理を行い、健康的な生活を維持できるように支援するものである。

Ⅰ　各年度の達成目標

１．特定健康診査の実施にかかる目標

第４期最終年度（令和１１年度）における特定健康診査の実施率を９２．７％とする。
この目標を達成するために、令和６年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率　（%）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	参酌標準
被保険者	99.3	99.4	99.4	99.5	99.5	99.6	―
被扶養者	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0	75.0	―
合　計	91.6	91.9	92.2	92.5	92.7	92.7	85.0

＊被扶養者には任意継続被保険者を含む

２．特定保健指導の実施にかかる目標

第４期最終年度（令和１１年度）における特定保健指導の実施率を６５．１％とする。
この目標を達成するために、令和６年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率　（%）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	参酌標準
被保険者	58.8	60.4	61.8	63.3	64.8	65.6	―
被扶養者	55.0	56.1	57.3	58.5	59.8	60.0	―
合　計	58.4	59.9	61.3	62.8	64.3	65.1	30.0

＊被扶養者には任意継続被保険者を含める

３．特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

第４期最終年度（令和１１年度）において、第３期最終年度（令和５年度）と比較した内臓脂肪症候群該当者割合（メタボリックシンドローム該当者）の減少率を３．５％以上とする。

Ⅱ　特定健康診査等の対象者数

１．特定健康診査

（１）被保険者（任意継続被保険者は除く）　（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者(推計)	5,874	5,783	5,714	5,598	5,457	5,285
目標実施率（%）	99.3	99.4	99.4	99.5	99.5	99.6
目標実施者数	5,832	5,748	5,680	5,570	5,430	5,266

（２）被扶養者（任意継続被保険者を含む）　（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者(推計)	2,174	2,168	2,159	2,132	2,096	2,062
目標実施率（%）	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0	75.0
目標実施者数	1,543	1,560	1,577	1,578	1,572	1,547

（３）合計　（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者(推計)	8,048	7,951	7,873	7,730	7,553	7,347
目標実施率（%）	91.6	91.9	92.2	92.5	92.7	92.7
目標実施者数	7,375	7,308	7,257	7,148	7,002	6,813

２．特定保健指導

（１）被保険者　（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者(推計)	5,874	5,783	5,714	5,598	5,457	5,285
動機づけ支援対象者	420	415	410	405	400	395
目標実施率（%）	60.0	61.2	62.7	64.2	65.8	66.6
目標実施者数	250	254	257	260	263	263
積極的支援対象者	430	425	420	415	410	405
目標実施率（%）	58.0	59.5	61.0	62.4	63.9	64.7
目標実施者数	250	253	256	259	262	262
保健指導対象者計	850	840	830	820	810	800
目標実施率（%）	58.8	60.4	61.8	63.3	64.8	65.6
目標実施者数	500	507	513	519	525	525

（２）被扶養者　　（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(推計)	2,174	2,168	2,159	2,132	2,096	2,062
動機づけ支援対象者	70	69	68	67	66	65
目標実施率（%）	57.1	58.0	58.8	59.7	60.6	61.5
目標実施者数	40	40	40	40	40	40
積極的支援対象者	30	29	28	27	26	25
目標実施率（%）	50.0	51.7	53.6	55.6	57.7	56.0
目標実施者数	15	15	15	15	15	14
保健指導対象者計	100	98	96	94	92	90
目標実施率（%）	55.0	56.1	57.3	58.5	59.8	60.0
目標実施者数	55	55	55	55	55	54

（３）合計　　（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(推計)	8,048	7,951	7,873	7,730	7,553	7,347
動機づけ支援対象者	490	484	478	472	466	460
目標実施率（%）	59.2	60.7	62.1	63.6	65.0	65.9
目標実施者数	290	294	297	300	303	303
積極的支援対象者	460	454	448	442	436	430
目標実施率（%）	57.6	59.0	60.5	62.0	63.5	64.2
目標実施者数	265	268	271	274	277	276
保健指導対象者計	950	938	926	914	902	890
目標実施率（%）	58.4	59.9	61.3	62.8	64.3	65.1
目標実施者数	555	562	568	574	580	579

Ⅲ　特定健康診査等の実施方法

（１）実施場所

被保険者の特定健診は、従来からの事業主との共同実施による巡回定期健康診断、人間ドックの中に含めて行う。任意継続被保険者および被扶養者については契約健診機関で行う。特定保健指導は委託契約機関の施設または、民間の貸会議室、事業所の会議室等で行う。

（２）実施項目

実施項目は、厚生労働省の標準的な健診・保健指導プログラム第２編第２章に記載されている健診項目とする。

（３）実施時期

実施期間は通年とする。

（４）健診機関

①特定健診

特定健診の委託先は、主として従来からのオリエンタル労働衛生協会、県内２９カ所の人間ドック契約健診機関、４２カ所の家族健診契約健診機関、共同巡回健診委託機関とする。

②特定保健指導

特定保健指導の委託先は、厚生労働省の標準的な健診・保健指導プログラム第３編第６章の基準を満たす施設とする。

（５）受診方法

巡回定期健康診断、人間ドックについては、事業主との共同実施により、家族健診および共同巡回健診については契約健診機関に直接申込とする。

（６）周知・案内方法

周知・案内は、事業主経由にて案内および申込書を送付する。また、当健保組合機関誌「ＫＥＮＰＯ」およびホームページに掲載して行う。

（７）健診データ等の受領方法

健診のデータは、契約健診機関から直接、または代行機関を通じ電子データを随時（または月単位で）受領して当組合で保管する。

また、特定保健指導についても、委託した保健指導実施機関から、同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は１０年とする。

（８）特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、基準を満たした者すべてに受講案内を送付する。ただし、当組合の実施している他の保健指導を優先する場合はこの限りではない。

Ⅳ　個人情報の保護

当健保組合の、個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は、当組合健康管理課役職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

Ⅴ　特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は当組合ホームページに掲載する。

Ⅵ　特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

国への実績報告データにより、特定健康診査等の実施率を把握し、目標値の達成状況について評価する。

また、目標値に大きく届かない場合、その他必要がある場合は実施方法等の見直しを行う。

Ⅶ　その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。